明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍大阪府富田林市中野町三丁目八〇一番地
一二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　嶋田　泰子
右被相続人は平成二十八年四月四日死亡し、その相続人は平成二十八年七月十一日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
大阪府富田林市中野町三丁目八〇一番地一二
相続財産管理人　嶋田　浩志

限定承認公告

本籍佐賀県佐賀市久保田町大字新田一一一〇番地、最後の住所福岡県筑紫野市大字筑紫四〇八番地八
被相続人　亡　香月　佳見
右被相続人は平成二十七年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十八年七月十三日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月二十五日
福岡県久留米市田主丸町田主丸一二三八番地二
限定承認者　永久井かおる

任意清算公告

当社は、平成二十八年三月二十四日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年七月二十五日
栃木県栃木市大平町牛久二三八番地
合資会社新村医療研究所
代表社員　新村　恭子

任意清算公告

当法人は、平成二十八年七月十二日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年七月二十五日
東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル三階
弁護士法人菊地総合法律事務所
代表社員　菊地　一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千二百六十九万円減少し、百七十億九千五百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月二十八日
掲載頁　一四六頁（号外第六十九号）
平成二十八年七月二十五日
東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
ＡＬＪ　ＣＥＮＴＲＡＬ　ＲＥ１特定目的会社
取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を九千四百万円減少し四十億八千百万円とし、発行済優先出資総口数八万三千五百口のうち千八百八十口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を九千四百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/ihcjftmk
平成二十八年七月二十五日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
IHC Japan First特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千万円減少することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年八月二十六日であり、取締役の決定は平成二十八年七月二十二日に終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月二十六日
掲載頁　七十二頁（号外第一一六号）
平成二十八年七月二十五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩスリー
取締役　山崎　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年八月二十六日までに当社にご提出下さい。
平成二十八年七月二十五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩスリー
取締役　山崎　亮雄

出資一口の金額の減少公告

当会は、平成二十八年六月二十三日開催の総会の決議により、出資一口の金額一万円を三千円に減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
平成二十八年七月二十五日
島根県出雲市平野町三〇二番地
島根県中央酪農農業協同組合連合会
代表理事　石川　寿樹

訂正公告

平成二十八年六月二十四日（号外第一四〇号）掲載の第四十九期決算公告（枠組）中、金額の単位「（単位：百万円）」とあるは「（単位：千円）」の誤りにつき訂正します。
平成二十八年七月二十五日
愛知県江南市和田町川東一七〇番地
杉浦薬品株式会社
代表取締役　野村　裕正

訂正公告

平成二十八年七月八日（号外第一五二号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、「磯部福市」とあるは、「礒部福市」の誤りにつき訂正いたします。
平成二十八年七月二十五日
広島市中区十日市町二丁目一番二七号
宗教法人眞光寺
代表役員　青原　令知

訂正公告

平成二十八年七月十九日（号外第一五九号）掲載の解散公告中、会社名「国際流通有限会社」とあるは「国観流通有限会社」の誤りにつき訂正します。
平成二十八年七月二十五日
愛媛県松山市祝谷東町乙七六八番地二一
国観流通有限会社
清算人　山先　文雄

取消公告

平成二十八年五月三十日（号外第一一九号）掲載の吸収分割公告、合併公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告及び合併公告は取消します。
平成二十八年七月二十五日
大阪府摂津市鳥飼本町四丁目二〇番一二号
ユタカ電建工業株式会社
代表取締役　河澄　豊
大阪府摂津市鳥飼上四丁目一番三七号
ユタカ電建工業株式会社
代表取締役　河澄　豊
大阪府摂津市鳥飼本町四丁目二〇番一二号
株式会社ユタカ
代表取締役　河澄　豊

正誤

ページ	段	行	誤	正
七上		終りから七	第二項中、	第二項中

平成二十八年四月一日（号外第七十七号）公布外務省令第六号（アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令）
（原稿誤り）
七ページ上段終りから四行目から一行目は次のとおりの誤り。
第十二条第二項中「受けようとする者」の下に「（以下「交付申請者」という。）」を加え、「するもの」を「する者」に、「事業主の職員又は申請者」を「事業主又は当該届出を行った者」に、「申請者」を「交付申請者」に、「する者」とあるのは「する者」を「交付申請者」とあるのは「交付申請者」に、「三年」を「五年」に、「し、又は」を「若しくは」に、「し、若しくは」を「若しくは」に、「焼失した」を「焼失又は著しく損傷した」に改める。

◉号外　七月二十五日付第一六三号
五月十二日付衆会第三一号
八〇ページ●同日付政府調達第一三八号二四ページ●
四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）